相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県奥州市前沢区生母字北羽毛四三番地、最後の住所岩手県奥州市前沢区生母字中ノ沢四二番地四　被相続人　亡　高橋　滝久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十一日

岩手県奥州市水沢区大手町四丁目一八番地
相続財産管理人　弁護士　岩崎　裕彌

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県二本松市本町二丁目二三番地、最後の住所福島県郡山市緑ケ丘西二丁目五番地の六　被相続人　亡　安田　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十一日

福島県石川郡玉川村大字蒜生字栗木内二五番地　相続財産管理人　佐藤　文雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市今泉三丁目一番、最後の住所栃木県宇都宮市緑一丁目六番一六号　被相続人　亡　倉田　誠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十一日

栃木県宇都宮市小幡二丁目二番一一号有貴ビル二階　相続財産管理人　大川　容子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県諏訪市城南二丁目二四一六番地四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　前田　一文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十一日

長野県諏訪市諏訪二丁目一五番二号
相続財産管理人　縄田　政幸

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

(一)　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第三一七号　昭和五十年十月三日

(二)　商号　株式会社ワイ・イー・エス

(三)　名称、住所及び代表者の氏名　株式会社ワイ・イー・エス　東京都千代田区永田町二丁目一四番地二号　代表取締役　林　隆保

(四)　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　東京都千代田区永田町二丁目一四番地二号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十七年十一月七日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十三年二月十八日

四、当協会に預託した保証金等の額　百万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関する取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、七千万円及び百万円です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十三年三月十一日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号
社団法人日本旅行業協会
会長　金井　耿

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

社団法人全国旅行業協会弁済業務規約第十一条第三項の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員であった旅行業者

(一)　旅行業の業務の範囲　第二種旅行業

(二)　登録番号　兵庫県知事登録旅行業第二―五一二号

(三)　商号　有限会社ウインズワールド

(四)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　有限会社ウインズワールド　神戸市中央区元町通二丁目六番一六号　代表取締役　有吉　勉

(五)　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　神戸市中央区元町通二丁目六番一六号

(六)　旅行業登録年月日　平成十三年三月九日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十三年二月二十三日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証の申出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する旅行者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引の成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通を、認証対象保証社員の所属する当協会の支部に提出してください。なお、弁済限度額は、一千百万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

(一)　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

(二)　前号の受理については、認証対象保証社員に係る最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申出は、当該最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日に同時に受理されたものとみなします。

平成二十三年三月十一日

東京都港区虎の門四丁目一番二〇号田中山ビルディング　社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

第46期決算公告　平成23年3月11日
埼玉県加須市南篠崎1丁目3番1号
ブリヂストンフローテック株式会社
取締役社長　加藤　信吾
貸借対照表の要旨（平成22年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	7,382
	固定資産	4,283
	資産合計	11,665
負純資産債及のび部	流動負債	4,996
	固定負債	721
	株主資本金	5,947
	資本剰余金	484
	資本その他剰余金	121
	利益剰余金	121
	利益準備金	5,342
	その他利益剰余金	151
	（うち当期純利益）	5,191
		(29)
	負債・純資産合計	11,665

第13期決算公告
平成23年2月25日
岩手県盛岡市津志田町一丁目5番21号
株式会社ブリヂストンリテール岩手
代表取締役　髙橋　瑞彦
貸借対照表の要旨（平成22年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	212,741
	固定資産	138,455
	合計	351,196
負純資産債及のび部	流動負債	331,052
	固定負債	—
	株主資本	20,144
	資本金	30,000
	利益剰余金	△9,856
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	△9,856
	（うち当期純利益）	(20,665)
	合計	351,196

第31期決算公告　平成23年2月24日
北海道上川郡和寒町字朝日143番地5
北日本床土株式会社
代表取締役　木村　典之
貸借対照表の要旨
（平成22年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	589,929
	固定資産	115,366
	資産合計	705,296
負純資産債及のび部	流動負債	68,247
	固定負債	87
	株主資本	636,831
	資本金	10,000
	利益剰余金	626,831
	別途積立金	7,500
	その他利益剰余金	619,331
	（うち当期純利益）	(86,672)
	評価・換算差額等	130
	負債・純資産合計	705,296